

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月20日
【事業年度】	第35期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	アリアケジャパン株式会社
【英訳名】	ARIAKE JAPAN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田川 智樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号
【電話番号】	03(3791)3301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 松本 幸一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号
【電話番号】	03(3791)3301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 松本 幸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) アリアケジャパン株式会社九州第2工場 (長崎県北松浦郡佐々町小浦免字小浦浜1572-21)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月21日に提出した第35期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況等】

社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(訂正前)

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役大野剛義氏は株式会社治コンサルタントの代表取締役を兼務しております。社外監査役竹下直慶氏は藤森工業株式会社の監査役を兼任しております。なお、当社と各社外監査役の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

社外監査役3名は、当事業年度中に8回開催された監査役会に井阪健一氏及び竹下直慶氏はすべてに出席しており、大野剛義氏は7回出席しております。また、当事業年度中に開催された取締役会19回中、井阪健一氏は9回、大野剛義氏は9回、および竹下直慶氏は17回出席しております。それぞれ経営者としての経験および金融・経済の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

当社は、監査役として十分な経営の経験と知識を備え、卓越した見識を有する人材で、かつ当社の特定関係事業者の業務執行者等に該当しない個人から、社外監査役を選任することを方針としております。

社外監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査役会において相互に職務執行の状況について報告を行うとともに、内部統制室および会計監査人と必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にして、監査の実効性と効率化の向上に努めております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、社員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能を十分に発揮する体制が整っているため、現状の体制としております。

(訂正後)

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役大野剛義氏は株式会社治コンサルタントの代表取締役を兼務しております。社外監査役竹下直慶氏は藤森工業株式会社の監査役を兼任しております。なお、当社と各社外監査役の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

社外監査役3名は、当事業年度中に8回開催された監査役会に井阪健一氏及び竹下直慶氏はすべてに出席しており、大野剛義氏は7回出席しております。また、当事業年度中に開催された取締役会19回中、井阪健一氏は9回、大野剛義氏は9回、および竹下直慶氏は17回出席しております。それぞれ経営者としての経験および金融・経済の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

当社は、監査役として十分な経営の経験と知識を備え、卓越した見識を有する人材で、かつ当社の特定関係事業者の業務執行者等に該当しない個人から、社外監査役を選任することを方針としております。

社外監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査役会において相互に職務執行の状況について報告を行うとともに、内部統制室および会計監査人と必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にして、監査の実効性と効率化の向上に努めております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、社員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能を十分に発揮する体制が整っているため、現状の体制としております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。